

令和4年度 障がい者関係団体からの意見等に対する回答について

資料2-2

	団体名	発言NO	意見要望事項	内容	回答	新規継続の別	担当室課
1	岩手県ことばを育む親の会	○	1 通級指導教員の基礎定数化措置と、通級指導教室への教員配置について	通級指導教室への教員配置を「教員定数法」にそって早期に整備し「通級による指導」に必要なだけの教員の配置をこの2, 3年で達成するようお願いいたします。また、定数化決定から5年となりますが、現在の進捗状況をお教え願います。 併せて、通級指導教室への教員配置が講師や未経験者等で充てられている地域や学校を早期に解消し、研修経験者や経験豊富な教員の配置による専門性のある指導体制の確保をお願いします。	通級による指導については、全県の対象児童生徒数を基に教室・教員数が算定されるものとなっております。今後とも国の動向に沿った形で進めていきたいと考えております。また、指導する教員については、研修経験を含めた総合的な観点から任命・配置して参ります。	継続	学校教育室 教職員課
1	岩手県ことばを育む親の会		2 幼児のための教室設置と教育の充実について	幼児のことば・きこえの悩み相談を通じての早期発見は早期支援を可能とし、様子の改善や小学校入学時の支援につながります。その役割を担う幼児教室の設置効果を未設置町村にご紹介いただき、県内すべての町村に幼児教室の設置が促進されますよう、引き続きご支援をお願いします。	幼児を対象とした「きこえとことばの教室」は、市町村が、特別な支援を必要とする幼児の相談、支援体制の一環として設置しているものであります。形態は様々であり、療育教室の中でその機能を果たしているケースもあります。 県教育委員会におきましては、総合教育センターにおいて専門的な研修講座を設置しており、幼児のための教室担当者や、今後担当者となる方に活用いただいております。今後も、引き続き地域の実状を踏まえながら、適切な相談・指導が受けられるよう、必要に応じて連携・支援を行って参ります。	継続	学校教育室
1	岩手県ことばを育む親の会		3 巡回指導について	様々な事情により通級指導を受けたくても受けられない子どものために、巡回指導の重要性が高まっています。巡回のための移動時間も考慮したうえで、指導人数に見合った担当教員の適正な配置をお願いします。また、巡回先で効果的な指導が行えるように、指導室の環境や教材等の整備をお願いします。	通級による指導を行う教室については、自校通級、他校通級、巡回指導という形態の中から、市町村の実状に応じて形態を選択したり、組み合わせたりしながら、進めているところです。今後も、学びの場の確保や教材の活用など巡回指導の在り方も含め、適切な指導が行われるよう、必要に応じて支援を行って参ります。	継続	学校教育室
1	岩手県ことばを育む親の会		4 特別支援教育に関わる担当教員の更なる研修について	子どもたちの多様なニーズに対応できるように担当教員の専門性や指導力を高めるための研修の継続と充実をお願いします。また、特別支援教育への理解と適切な指導・支援がさらに充実するよう、全教職員対象の研修もお願いします。	県教育委員会におきましては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の各校種の教員に対して、特別支援教育に関する研修を進めております。今後も研修のニーズに応じた研修内容や方法の工夫を図りながら、継続して取り組んでいきたいと考えております。	継続	学校教育室
1	岩手県ことばを育む親の会		5 きこえとことばの教室の環境整備について	通級指導教室に、環境と設備の配慮をお願いします。近年の猛暑時においても外の音等に影響されない指導を行うために、通級指導教室への普通教室と同様のエアコン設置をお願いします。障がいのある子も、ない子が共に学ぶ場でありながら、基礎的配慮が市町村によって異なっているように思います。また、タブレット端末やデジタル補聴システム(ロジャー)等の子どもの必要性に応じた設備の充実もお願いします。	通級指導教室の適切な運営を進めるうえで、環境整備や設備の充実は必要なものと考えております。学校や地域の実状を踏まえて対応できるよう、必要に応じて市町村に情報提供を行って参ります。	継続	学校教育室
1	岩手県ことばを育む親の会		6 幼稚園・保育園の先生、保健師の方々のための研修講座の充実について	教育相談の大半は幼児の相談です。日々の養育や健診に当たる幼稚園・保育園の先生、保健師の方々による早期発見は、幼児教室での早期支援につながります。当親の会では、毎年幼稚園・保育園の先生方等を対象に「幼児期の言語教育研修講座」を開催していますが、今年度第37回となる研修会への参加申込の様子から、そのニーズは高く、今後も続くものと考えています。コロナ禍により中止せざるをえませんでした。今後も開催し、「幼児教室」「きこえとことばの教室」「LD等通級指導教室」につないで参ります。 本研修会等、幼稚園・保育園の先生、保健師の方々のための研修の充実について、ご支援をお願いします。	県教育委員会では、県保健福祉部と連携しながら、幼児のための教室や、きこえとことばの教室についても周知を図っているところです。今後も、貴団体が開催する研修会への協力も含めて、幼児期及びきこえとことばの教室に係る特別支援教育の充実を図って参ります。	継続	学校教育室

	団体名	発言	NO	意見要望事項	内容	回答	新規継続の別	担当室課
1	岩手県ことばを育む親の会		7	障がい者手帳が交付されない「難聴」や「吃音」等の子ども達への環境の充実と助成について	障がい者手帳が交付されない難聴、吃音等の子どもたちの就労について、早い段階から情報収集と就労までの環境の充実をお願いします。 また、軽度・中等度難聴児への補聴器購入や修理代の公費による助成の継続をお願いします。	障害者就業・生活支援センターは、障がい者の就業面及び生活面における一体的な支援を行い、生活上の相談等に応ずるなど就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活に必要な支援を行っています。障がい者手帳が交付されていない場合でも相談可能となっておりますのでご活用ください。  県では平成24年度から、市町村が障害者総合支援法による補装具費の給付対象とならない児童の補聴器購入への支援を行った場合、その経費に対して補助しているところです。 また、修理費用についても令和元年度から市町村への補助対象としたところであり、今後も継続できるよう努めていきます。	新規	障がい福祉担当 療育担当
	社会福祉法人 岩手県視覚障害者福祉会							
2	岩手県肢体不自由児・者父母の会	○	1	コロナ禍の災害時避難計画について	・重度身体障害者の個別支援計画の中にコロナ禍避難計画も加えるべきではないでしょうか。 ・防災部会はあるのでしょうか。災害時に避難できなかった障害者が7割、理由は阻む壁があったからと報告されています。 ・人権を尊重し、安全・安心な地域社会を望みます。	県では、民生委員や自主防災組織等の地域支援者等と連携して障がい者の避難の際に支援を必要とする方の具体的な避難方法を予め定めておく、個別避難計画を作成するよう、研修会やヒアリング等を通じて市町村に対し働きかけてきたところです。 引き続き、上記のほか、先進事例の紹介などにより個別避難計画の作成を支援するとともに、必要な福祉避難所の確保についても働きかけを行い、避難行動要支援者の避難支援の充実に取り組んでいきます。  岩手県障がい者自立支援協議会では専門部会として、地域移行・相談支援部会、就労支援部会、療育部会を設置しており、防災部会は設置しておりません。	新規	復興くらし再建課 障がい福祉担当
2	岩手県肢体不自由児・者父母の会		2	保護者への支援	・ショートステイが足りない。資源の情報が不足している。 ・重度障害者に対する専門性のある施設、職員の育成、教育の充実を望む。 ・緊急時に救急車で搬送されても受け入れてくれる病院が少ない。専門医がいないと断られる事例が多い。	短期入所(ショートステイ)事業所については、県では、国の社会福祉施設等施設整備費補助金を活用し、施設整備に対する補助を行っております。今後も市町村と連携しながら支援を継続していきます。 次に、人材育成について、県では、毎年度、障害福祉サービスに従事する方を対象とした各種研修を実施しており、引き続き、人材の確保と育成に取り組んでいきます。 また、救急搬送時の専門医不在による受入れ病院が少ない点については、本県が医師不足県ということもあり、特に救急の部分については、日頃診療している医師が不在などで対応が難しい面があると承知しています。 県としては、今後とも、奨学金貸与による養成医師の計画的な配置や、即戦力医師の招聘の取組を重点的に行ってまいります。	新規	障がい福祉担当 医療政策室
2	岩手県肢体不自由児・者父母の会		3	障害者優先調達推進法について	この法律は障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進することとあります。障害福祉サービス事業所(B型・生活介護)では、障害の特性や施設の規模により物品の製造はできませんが、印刷・データ入力等は可能です。岩手の共同受注窓口はありますか。	共同受注窓口については、平成27年度より、岩手県社会福祉協議会が独自に運営しています。	新規	障がい福祉担当
2	岩手県肢体不自由児・者父母の会		4	障害者へのタクシー券について	年1回障害福祉課に受け取りに行かねばならないのですが、車椅子であったり手足に障害あったりで受け取りに行くのが困難で受け取れないでしまう場合があります。郵送で送ってもらえるようなシステムを考えてほしいです。	障がい者へのタクシー券は、各市町村において配布していると思いますが、御要望のあった件については、市町村に情報提供させていただきます。	新規	障がい福祉担当
2	岩手県肢体不自由児・者父母の会		5	入所施設について	障害者とその親が共に高齢になっていくので一緒に入所できる施設・グループホームがあるといいです。	高齢になった障がい者とその親が、住み慣れた地域で安心して生活するためには、介護保険サービスと障害福祉サービスをそれぞれ利用することが想定されます。 今回、御要望のありました親子で一緒に入所できる施設・グループホームについてですが、介護保険サービスと障害福祉サービスの施設設置基準を満たした施設・グループホームが存在すること、親子がそれぞれ、一緒に入所できる施設・グループホームへの介護給付を受けることが前提となりますので、現行制度ではかなり困難であるとみこまれますが、施設の在り方について研究していきます。	新規	障がい福祉担当

	団体名	発言	NO	意見要望事項	内容	回答	新規継続の別	担当室課
2	岩手県肢体不自由児・者父母の会		6	身体障害者のリハビリについて	障害者が通っている職場や作業所に理学療法士、作業療法士が週に何回か来てくれるシステムがあればいいと思います。 今は通っている作業所を休んで療法士のいる施設に通ったり、自宅に訪問リハビリに来てもらったりしています。	障害福祉サービスは、施設種別や事業内容に応じて提供されているところであり、要望のあった、就労継続支援事業所への理学療法士等の派遣は難しいものと認識しています。 なお、良質な人材確保とサービスの質の向上を図る観点から、作業療法士や介護福祉士、社会福祉士等が雇用されている事業所については、条件に応じて報酬が加算される仕組み(福祉専門職員配等加算)が設けられております。当該専門職員の配置の方針については、事業所にご確認いただきますようお願いいたします。 ※作業療法士は就労移行支援、就労継続支援A型・B型のみが対象。 ※理学療法士は対象外。	新規	障がい福祉担当
2	岩手県肢体不自由児・者父母の会		7	コロナウイルス感染症対策について	障害者や家族の者がコロナに感染した場合の緊急時の対応がどうなっているのか。安心して入院治療を受け入れる体制について、自治体ごとの取組を示してほしい。	新型コロナウイルス感染症に障がい者が罹患した場合の対応については、医療圏ごとに入院調整をしているほか、圏域を超える調整が必要な場合には、県が設置する入院等搬送調整班において、症状等に応じた入院調整を行うこととしているところ。また、家族が罹患して障がい者が自宅で生活できない場合の支援体制については、障がい者の支援を担う市町村において、相談支援事業所等の関係機関と連携し、訪問(居宅介護)や通所(生活介護)、短期入所等の在宅サービスの活用により、在宅生活を継続できるよう支援することとしているところ。また、家族が罹患して障がい者が自宅で生活できない場合の支援体制については、障がい者の支援を担う市町村において、相談支援事業所等の関係機関と連携し、訪問(居宅介護)や通所(生活介護)、短期入所等の在宅サービスの活用により、在宅生活を継続できるよう支援することとしているところ。	新規	障がい福祉担当
3	岩手県自閉症協会	○	1	行動障害への対応について	これまで、岩手県においても強度行動障害支援者養成研修は継続的に行われてきました。一方で、行動障害のある人のサービス利用は結果として限定されており、特に短期入所や施設入所支援においては、行動障害があることで利用できない現状があります。 行動障害に対応できる事業者が増えるための施策や対応策について検討できる場の設置をお願いします。(既にそのような協議の場があるのであれば、ご教示ください。)	県では、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修・実践研修)を開催し、強度行動障害をお持ちの方を支援している方の養成やスキルアップを支援しているところ。今後も引き続き研修会を開催することにより、人材養成やスキルアップを支援し、受け入れ施設の拡大を図っていきます。	新規	障がい福祉担当
4	岩手県重症心身障害児(者)を守る会		1	医療的ケア児支援法施行に係る「医療的ケア児支援センター」の設置と「児童発達支援センター」の設置について	各都道府県に医療的ケア児支援センターの設置が責務となり、県では、昨年令和4年7月7日付け文書「令和3年度における意見・要望に対する現在の状況」についての回答の中で、「令和4年度をめどに開設を検討している」とのことでしたが、現在の進捗状況についてお聞きしたいと思います。 また、上記の支援センターが、機能するためには、各地域との連携が非常に重要と思われる。各地域への「児童発達支援センター」への設置の今の現状は、どうなっているのかをお聞きしたいと思います。	県では医療的ケア児支援センターを9月15日に開設したところ。支援センターの機能のうち、相談支援等については、みちのく療育園メディカルセンターに、研修・人材育成は、医療的ケア児コーディネーター養成研修を受託している岩手県社会福祉事業団がそれぞれ委託により実施します。 また、医療的ケア児支援の観点からも、各市町村に対して引き続き児童発達支援センターの開設と運営を働きかけてまいります。	新規	療育担当
4	岩手県重症心身障害児(者)を守る会		2	非常事態・震災時等の対応について	大災害等の時、重症心身障害児(者)及び医ケア児(者)は、一般の方々の利用する避難所では、支援が難しい状態です。個別の対応が必要なため、まずは、個別支援計画を進めていただき、福祉避難所等の設置を進めていただきたいと思います。	県では、民生委員や自主防災組織等の地域支援者等と連携して、医療的ケア児(者)など避難の際に支援を必要とする方の具体的な避難方法を予め定め、個別避難計画を作成するよう、研修会やヒアリング等を通じて市町村に対し働きかけてきたところ。引き続き、上記のほか、先進事例の紹介などにより個別避難計画の作成を支援するとともに、必要な福祉避難所の確保についても働きかけを行い、避難行動要支援者の避難支援の充実に取り組んでいきます。	新規	復興くらし再建課
4	岩手県重症心身障害児(者)を守る会		3	自動車税の免税について	重度の障害を持つ方々が増えています。そして、車は、無くてはならない交通手段となっています。病院の受診、在宅者の通所施設への通所等車が必要です。現在、コロナ禍の為、回数が満たないため免税申請ができない状況です。重度の方たちこそ、縛りを撤廃してもらいたいです。	心身に障がいがあり歩行が困難な方が負担する自動車税については、自動車が日常生活において、不可欠な移動手段となっていることに鑑み、申請により課税を免除する制度を設けており、障がい者本人ではなく、その家族の方が運転する場合については、障がい者が同乗しない場合が想定されることを踏まえ、使用目的及び回数に一定の要件を設けているところ。なお、当該要件については、県議会において、その妥当性や救済すべき事例の有無及び対応等について御指摘をいただき、現在、見直しを行っているところです。 つきましては、今回いただきました御意見についても、見直しの参考とさせていただきますので、御理解をお願いいたします。	新規	税務課

	団体名	発言NO	意見要望事項	内容	回答	新規継続の別	担当室課
5	社会福祉法人 岩手県身体障害者福祉協会	1	県及び市町村における差別解消条例の制定について	本県では、障害のある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例が平成22年12月14日岩手県条例第59号で制定し、平成23年7月1日付で施行されている。その後、「障害者差別解消法」が平成28年4月1日に施行された。 当協会では、県条例の制定に加え、県内の各地域で暮らす障がい者が、住民の理解や協力を得て、共に暮らせる地域づくりをより推進するため、県内全ての市町村独自の条例制定に向けて、当協会各市町村協会より各行政に要請していきたく活動していく方針です。 つきましては、障害があってもなくても、だれもが分けへだてられず、お互いを尊重して、暮らし、勉強し、働いたりできるように差別を解消して、だれもが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現のためにも、市町村へ協議に応じ取組みを要望していただきたい。	市町村における条例制定につきましては、市町村が主体的に判断するものであり、県において条例制定を働きかけることはできませんが、県では、共生き条例の理念等について、引き続き県民の皆様へ周知を図っていきます。 なお、共生き条例における市町村の役割については、第5条に「市町村は、基本的理念にのっとり、当該市町村の地域の特性に応じて、それぞれの立場において、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策を推進するよう務めるものとする。」と規定しているところであります。	継続	障がい福祉担当
5	社会福祉法人 岩手県身体障害者福祉協会	2	身体障害者相談員制度について	身体障害者相談員制度については、本来、当事者によるピアサポートであり、在宅障害者の社会参加を推進するうえで大きな役割を果たしています。 また、中途障害者が増加している状況の中で、障害者を理解・受容し、社会参加を進めるうえで、障害当事者の相談員活動の意義はますます重要になると考えます。 地域格差がなく、障害当事者の目線に立った障害者の社会参加の一層の推進が図られるよう、相談支援事業所等と身体障害者相談員の連携を含め、身体障害者相談員制度の普及充実に向けた活動をより一層推進されるよう要望します。また、併せて、県内各市町村相談員には身体障害当事者を委嘱することを原則とし、相談活動に必要な経費予算を確保していただきたい。 未加入市町村名 宮古市・岩泉町・陸前高田市・釜石市4市町	毎年、各広域振興局・保健福祉環境センターにおいて、身体障害者相談員研修会を開催しているところです。 研修会の内容については、参加者の御意見等を踏まえ、例えば、障害福祉サービス事業所の講習会を同時開催し、事業所と相談員の情報交換の場を設けるなど、各地域において工夫しているところです。 また、引き続き、身体障害者相談員制度の普及を図るための制度周知に努めてまいります。 なお、身体障害者相談員の委嘱や活動費の予算措置につきましては、市町村が実施しておりますので、いただいた要望を市町村に伝えてまいります。	継続	障がい福祉担当
5	社会福祉法人 岩手県身体障害者福祉協会	3	岩手県身体障害者福祉協会中期計画策定(令和4年度～令和8年度)について	当協会は県内すべての市町村教会で組織されており、障がいの有無にかかわらず誰もが地域で当たり前の生活ができる差別のない共生社会の実現を目指して、障害者の福祉向上に取組み、多くの障害者が結集して共に歩み明るい未来を築いていくため、今後の取組内容を中期的な視点から検討し、内外に向けて明示することを目的に「岩手県身体障害者福祉協会中期計画」を策定しましたので、ご指導方々ご配慮をお願い申し上げます。	県としても「障がいのある人と障がいのない人とが互いに権利を尊重し合いながら共に学び共に生きる地域づくりを推進する」という共生き条例の目的を踏まえ、各種取組を推進しているところであり、引き続き団体の皆様とともに取組を進めていきます。	新規	障がい福祉担当
6	岩手県腎臓病の会	1	重度心身障害者医療費助成制度の継続について	県、市町村事業により私どもは医療費助成を受けておりますが、今後も現制度を継続し負担増や廃止などをしないよう引き続き要望いたします。	重度心身障がい者医療費助成は、市町村において実施しており、県は市町村が医療費助成を実施した場合に、その経費の1/2を補助しています。 現在、県内全ての市町村において、重度心身障がい者医療費助成を実施しており、市町村の判断により、県の基準を拡大して実施している場合があります。 市町村に対する県の補助制度については、現時点では変更の予定はありません。  【参考:県の基準】 ・対象者:身体障害者手帳1・2級、特別児童扶養手当1級、障害基礎年金1級、療育手帳A のいずれかに該当する方 ・所得制限:障害児福祉手当の所得制限+35万円 ・受給者負担:通院1,500円、入院5,000円(1か月当たりの限度額)	継続	健康国保課
6	岩手県腎臓病の会	2	透析患者の災害対策について	新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大し感染者が増加しております。そのような中、地震や豪雨など頻発しており、いつ大きな自然災害が発生するかわかりません。避難所における透析食等の常備食の配備及び福祉避難所での透析患者に対応できる人員を配置してください。また昨年より進展した点がありましたら教えてください。	避難所における物資の備蓄等について、市町村では内閣府が示している「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」及び県で策定した「市町村避難所運営マニュアル策定モデル」等により、福祉避難所に指定した施設の管理者と連携して、物資・器材の備蓄や災害時の速やかな調達、専門的人材の確保のための協定締結、医療機関との連携などの取組を進めているところです。 県においては、市町村に対し、要配慮者の方々に必要な支援が行われるよう、福祉避難所の指定や環境整備について、会議や研修会等の機会を通じて、引き続き働きかけていきます。	継続	復興くらし再建課

	団体名	発言	NO	意見要望事項	内容	回答	新規継続の別	担当室課
6	岩手県腎臓病の会	○	3	慢性腎臓病対策について	慢性腎臓病に係わる県民向け普及啓発用資料の発行配布をいただいております。近年透析導入される患者の約半数が糖尿病の合併症である「糖尿病性腎症」であり、あわせて啓発活動を要望いたします。また昨年より進展した点がありましたら教えてください。	県では、糖尿病性腎症対策を推進するため、平成29年度に岩手県糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定し、市町村の取組支援を通じて、協力医療機関の体制構築や、重症化リスクの高い患者様等への啓発活動などを推進してきたところです。 また、学識経験者及び医療関係者等からなる岩手県慢性腎臓病(CKD)対策連絡協議会を令和4年2月に設置しました。今後も連携をとりつつ、取組を進めてまいります。	継続	健康国保課
6	岩手県腎臓病の会		4	臓器移植の推進と啓発について	県内の臓器移植件数が少なく、引き続き推進と啓発活動を強く要望します。件数を増やす具体的な対策は何かありますか。また昨年より進展した点がありましたら教えてください。	臓器移植に係る普及啓発について、県では、公益財団法人いわて愛の健康づくり財団と連携し、臓器移植に関する県民の理解のための普及啓発活動として、10月の普及月間にはテレビやラジオCMなどで臓器移植の普及啓発に取り組んでいるほか、医療機関の体制整備支援としては、県内の医療機関の医師・看護師等を対象とした研修会を行っており、令和3年度は前年度に比べ臓器提供数が増えています。引き続き関係機関と連携した普及啓発活動に努めていきます。	継続	健康国保課
7	特定非営利活動法人岩手県精神保健福祉連合会		1	精神障がい者・家族相談員の創設	各市町村に身体障害者相談員、知的障害者相談員が設置されています。しかし精神障がい者相談員については、遠野市においてのみ経験のある家族お一人が配置されています。同じ立場の家族が身近に相談にあたることは非常に大切なものですので、引き続き、他市町村への周知について努めていただきたいです。 また、全国的な制度化については引き続き国への要望をお願いします。	県では、今年度においても、制度創設について国に対して要望しているところであり、引き続き、国への要望を行ってまいります。 なお、遠野市における取組については、精神保健福祉分野の特色ある取組を紹介する際に、他市町村へ周知したいと思っております。	継続	こころの支援担当
7	特定非営利活動法人岩手県精神保健福祉連合会		2	福祉医療制度の拡充(精神保健福祉手帳1級所持者にも福祉医療費助成を行う)	精神障がい者は、他障害より就労の困難度が高く、生活費は年金に頼らざるを得ず、体調が悪くなっても、そのまま放置し他の病気を併発しがちです。 本県では精神障がい者の福祉医療制度適用は、障害者年金の障害等級1級のみ対象となっています。 しかし、全国的には、他障害と同様に障害者手帳をベースにした制度運用が行われるようになっており、本県でも同様の扱いとし、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の方も対象とする方向で対応されるようにして頂きたいと思っております。	重度心身障がい者医療費助成は、市町村において実施しており、県は市町村が医療費助成を実施した場合に、その経費の1/2を補助しています。 県の補助については、障害基礎年金1級を受給している方を対象としていますが、市町村の判断により、県の基準を拡大して実施している場合があります。(八幡平市、葛巻町、岩手町においては、障害基礎年金2級を受給している方についても、重度心身障がい者医療費助成の対象としている。) 県の補助対象を拡大する場合は、多額の財源を確保する必要があると見込まれることから、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に判断する必要があると考えています。	継続	健康国保課
7	特定非営利活動法人岩手県精神保健福祉連合会		3	家族による家族相談事業の推進	「家族による家族相談事業」は地域包括ケアシステム構築推進事業の一環として盛岡圏域で行われるようになり、県当局に感謝申し上げます。同じ経験を持つ家族が相談に乗ることは、家族にとって安心して話ができる場であり、貴重なものです。 当連合会では、相談事業が全県的に行われるよう、養成講座を実施して参りますので、ご協力をお願いします。	現在、家族による相談事業を実施しているのは盛岡圏域のみですが、他の圏域において実施する場合、相談業務を担う人材の確保に加え、家族が相談を受けることにより期待できる効果(専門職が受ける場合との違い)の明確化や財源の確保等の課題が考えられます。 令和5年度においても、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」が継続して実施できるよう、県としても取り組んでいきます。	継続	こころの支援担当
7	特定非営利活動法人岩手県精神保健福祉連合会		4	地域包括ケアシステム構築推進事業の推進	各圏域での協議の場(各地域委員会)に、家族代表(家族会)が参加しているかどうか把握をし、不参加の場合は、参加がなされるよう助言を行っていただきたいです。	協議の場の設置については、各圏域の指定一般相談支援事業所の運営主体等に委託して実施をしてきたところです。次年度以降の実施検討に当たりましては、御家族の参加状況を把握の上、参加が促進されるよう検討してまいります。	継続	こころの支援担当
7	特定非営利活動法人岩手県精神保健福祉連合会		5	アウトリーチ事業(訪問支援)の推進	精神疾患においては、受診の拒否や中断、ひきこもり状況などの難しいケースがあり家族の悩み負担が大きいです。 アウトリーチの推進は必要なので、引き続き、関係者協議による調査研究を行っていただきたいです。	精神保健福祉業務における保健所の業務に「訪問支援」がありますが、相談窓口として保健所が認識されていないとの声もあることから、まず保健所が精神保健福祉に係る幅広い相談に対応していることを周知する必要があると考えています。危機介入的な訪問以外にも、医療継続の勧奨や日常生活への支援等、危機的な状況に至ることのないよう、予防の観点からも訪問支援を実施していく必要があると思われまますので、引き続き、保健所における訪問支援の現状を確認してまいります。	継続	こころの支援担当

	団体名	発言	NO	意見要望事項	内容	回答	新規継続の別	担当室課
7	特定非営利活動法人岩手県精神保健福祉連合会		6	社会適応訓練事業の充実	精神障がい者の退院促進が進む中、就労系福祉サービス制度だけでなく、利用者のニーズに柔軟に対応できる当該事業の維持継続を引き続き求めます。なお実施事業所の当会会報での紹介も予定しており、データの照会にも協力をお願いします。	当該事業については、当事者の方々の社会復帰・社会経済活動への参加促進のために必要な事業と認識していることから、今後も予算を確保し、継続して事業を行っていく予定です。 また、データの照会についても可能な限り協力して参りますので、必要な際にはご連絡ください。	継続	こころの支援担当
7	特定非営利活動法人岩手県精神保健福祉連合会		7	精神障がい者の健康づくり(健康マージャン)	障がい者の健康づくりとして県障がい者スポーツ大会が行われているが精神障がい者参加は1割程度で、広く参加できるような取り組みが必要と思います。「健康麻雀」は病院デイケアや活動支援センターで行われ、高齢者「全国健康福祉祭」の正式種目にもなっています。当連合会としては関係者の試行企画なども参考にしていきたい、具体的提言も今後考えていきたいと思ひます。	健康マージャンは、脳の活性化による認知症予防の効果や、生きがい、仲間づくりにも役立つと言われており、高齢化が進展する日本において、介護予防等の観点から、全国健康福祉祭の種目として採用されているものと認識しています。 精神障がいをもつ方々の健康づくりや自立と社会参加を促す取組について、関係者の皆様のご意見を伺いながら、県として可能な支援等について検討していきたいと思ひます。	継続	こころの支援担当
7	特定非営利活動法人岩手県精神保健福祉連合会		8	精神保健ボランティアの推進	精神保健ボランティアは、市町村間の取り組みにバラつきが見られるようです。当連合会では、市民啓発の観点からも、今後の有様について模索していきますので、国が予定している心のサポーターの実施検討の際は意見聴取等の場の設定をお願いします。	精神保健福祉分野においては、ゲートキーパーやメンタルヘルス・ファーストエイドのエイダーなどが既に養成されており、国においては令和3年度から、心のサポーターをモデル地域で養成し、令和6年度から全国展開される予定となっています。これらの養成者を各市町村において活用し、市民による普及啓発を進めていくことが必要と考えており、関係団体の御意見も参考とさせていただきながら取り組んで参ります。	継続	こころの支援担当
7	特定非営利活動法人岩手県精神保健福祉連合会		9	岩手医科大学付属病院および周辺での機能拡充	岩手医大付属病院精神神経科にはデイケアがありません。特に救急入院した場合などのリハビリに向けてのデイケア機能、更には退院後の周辺地域での生活訓練(宿泊型)の場が必要と思われます。県から関係医療機関への働きかけを検討お願いします。	岩手医科大学附属病院精神神経科の入院治療は急性期治療を中心として行われております。急性期治療後の地域生活を支援するための訓練等については、基本的に各地域の精神科病院等がその役割を担い、各種デイケアや生活訓練の実施等により継続した支援を行っているものと認識しており、こうした役割分担のもと、支援していく必要があると考えています。	継続	こころの支援担当
7	特定非営利活動法人岩手県精神保健福祉連合会	○	10	(仮称)心の健康・家族情報センター構想	精神疾患が増加・多様化しており(グレーゾーン、発達障害、引きこもりへの発展など)、家族や本人の孤立を防ぎ、気軽に学習でき(図書やDVDの配架、ネット情報機器の配備)、情報交換できる常設の場として、地域共生型の「(仮称)心の健康・家族支援情報センター」の構想を考えてもいいのではと思ひます。 当連合会としては、家賃補助等があれば受託運営を検討したいと考え、関係者との協議を行っていく予定です。	精神疾患のある方への支援として、精神保健福祉センター及び保健所では、心の健康づくりや、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等についての普及啓発、家族や本人に対する学習機会の設定、家族会や断酒会などの自助グループへの助言や支援を行っております。 ご提案の内容については、精神保健福祉法に基づき、精神保健福祉センター及び保健所が対応しなければならないものであると考えており、そのあり方については長期的な課題として研究して参りたいと思ひます。	継続	こころの支援担当
8	岩手県知的障害者福祉協会	○	1	物価高騰による、事業運営への影響と対応について	エネルギー(電気、ガス、石油等)価格および食料品を中心とした物価の高騰により、事業運営への影響が懸念される。収入がほぼ障がい福祉サービス報酬限定されているため、運営に支障が出ないような取組をお願いしたい。 また、障害基礎年金のみで生活している利用者に対する配慮もお願いしたい。	いわゆる物価高騰対策についてですが、燃料費や食料品などの物価高騰により、様々な産業、生活面での影響が出ていることは承知しているところです。 物価高騰の影響は本県のみならず全国で同様の課題をとなっており、また、障害福祉サービス事業所等の収入となる介護給付費は全国一律の基準で支給されていることから、県では、全国知事会を通して国の対応を要望しているところです。 <u>また、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の中に「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が創設されたことを踏まえ、県の対応について検討していきます。</u>	新規	障がい福祉担当
8	岩手県知的障害者福祉協会		2	重度の知的障がい者への支援について	全国レベルで行動障がいを伴う重度の知的障がいをもつ方々への支援に関する課題が報告されているが、県内における強度行動障がい者に関する具体的な施策をお聞きしたい。	県では、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修・実践研修)を開催し、強度行動障害をお持ちの方を支援している方の養成やスキルアップを支援しているところです。 今後も引き続き研修会を開催することにより、人材養成やスキルアップを支援し、受け入れ施設の拡大を図っていきます。	新規	障がい福祉担当

	団体名	発言NO	意見要望事項	内容	回答	新規継続の別	担当室課
8	岩手県知的障害者福祉協会		3 障がい者虐待防止への取り組みの強化について	実際にあった虐待事案について、開示可能な範囲で例示いただきたい。いわゆる『グレーゾーン』について明確さを持たせるには、数々の事例を通して学ぶ機会があると良い。岩手が虐待防止対策の先進地となることを望みます。	令和2年度の障がい者虐待の状況についてですが、養護者による虐待は、相談・通報件数は39件あり、うち10件が虐待と認定されています。また、障がい者福祉施設従事者等による虐待は、相談・通報件数が6件あり、うち2件が虐待と認定されています。県では、障害福祉サービス事業所等の職員、市町村職員などを対象に、障がい者に対する虐待や不適切な対応の防止など、権利擁護に関する研修を実施しており、今後も継続して研修会を開催することにより、障害者虐待防止に努めます。	新規	障がい福祉担当
8	岩手県知的障害者福祉協会		4 障害児入所施設から障害者支援施設等への円滑な移行について	措置児童をはじめ、18歳に達する障害児入所施設の利用児童のうち、成人期にふさわしい生活環境への移行が困難な利用者の調整課題が毎年、発生することが懸念されます。	県では、厚生労働省が示した「障害児の新たな移行調整の枠組みの構築に係る手引き」に基づく、「協議の場の設置」や、御指摘のような状況にある入所児などの状況把握、課題の整理等の取組について、地域自立支援協議会の活用を検討しているところです。	新規	療育担当
	岩手県ダウン症候群父母の会						
9	特定非営利活動法人岩手県中途失聴・難聴者協会	○	1 聴覚障害者の受診時の対応について	当協会では、マスク社会における聴覚障害者への対応について、リーフレットを作成・配布しているが、このコロナ禍ではマスクを外せず、受診予約も電話というところが多い。当事者にとって受診のハードルが高いため、県として対応策や周知をしてほしい。	県としても、コロナ下においても、聴覚に障がいがある方が安心して医療を受けられることは非常に重要と認識しています。県が新型コロナウイルス感染症の受診等に関する相談を受け付けている受診・相談センターにおいては、電話での相談が難しい方に向け、ファクシミリでも受付をしておりますので、御活用ください。  なお、聴覚に障がいのある方の意思疎通支援のため、市町村において、 <b>要約筆記者等の派遣を行っていますので、市町村に御相談するとともに、全てのご希望に添えない状況もあると思いますが、市町村の取組促進も含め可能な限り、希望に沿った対応ができるよう、県としても努めていきたいと考えています。</b>	新規	医療政策室 障がい福祉担当
10	一般社団法人岩手県手をつなぐ育成会	○	1 障がい者の権利擁護について	神奈川県立津久井やまゆり園における大殺傷事件については、事件の背景や原因は決して被告個人だけの問題にとどまらず、広く社会全体と課題を共有し、ともに解決していくことが重要と考えます。その意味で、障害者虐待防止法、障害者差別解消法、岩手県の「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県条例」の成立、施行、また、障害者差別解消法にいう「合理的配慮」の必要性等、社会に対して多様性を認めあう共生社会の実現をめざすうえで、大変意義深いものが策定されております。 しかし、これらの趣旨が県民の皆様十分に浸透しているとは言えない状況であるため、障がい者の人権を擁護する思想の一層の理解促進を図っていただきたい。	県では、条例の内容について、県民に理解してもらえるよう、 <b>リーフレット</b> の配布やラジオ放送、新聞広告を活用し、広く周知を図っているところです。また、現在は新型コロナウイルス感染症の影響により中止していますが、企業等を対象に障がい者の権利擁護に関する出前講座も併せて開催しているところです。このような取組を通じて、障がい者の権利擁護にかかる意識啓発を進めていきます。	新規	障がい福祉担当
10	一般社団法人岩手県手をつなぐ育成会		2 成年後見制度の理解促進に向けた取り組みについて	障がい者と家族の高齢化が進む中、成年後見制度への関心も高まっており、本県においても、中核機関の設置や市民後見人養成講座の開催により成年後見制度利用に係る体制整備や人材育成に向けた取組がなされています。予備知識を習得したく各種パンフレットを見たり、研修会に参加することで制度の概要は理解できても、利用するにあたりどの程度の資力で月々の費用がいくら必要となり、手続き完了までにどの機関にどの位足を運び、契約までに要する期間や契約後の面会頻度と支援内容が分からず、具体的なイメージがしづらいこともあり、相談機関への敷居を高く感じているのが実状です。 相談受付から契約後まで、資力に応じた必要経費や障害の程度による種類(後見、保佐、補助)と支援内容等について、数種類の事例を冊子にするなど、理解の促進と利用拡大に向けた工夫をしていただきたい。また、後見人が変更できるような制度の改正について国等に呼びかけられるようお願いしたい。	県では、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会のほか、成年後見制度に携わる団体からなる「成年後見制度利用促進ネットワーク」を設置し、権利擁護の推進を図っております。 成年後見制度の利用に当たっては、厚生労働省がわかりやすくその制度を解説しているパンフレットや動画がありますが、本人の障害の程度によって受ける支援の内容(後見、保佐、補助)を見極める必要があります。このため支援を受ける場合は、地域の相談窓口である社会福祉協議会や権利擁護センターなどで、障害の程度や財産の状況を踏まえながら何度か御相談いただく必要があります。 なお、国では、必要なときだけ成年後見制度を利用できるようにするなど制度改正を検討していることから、県としては引き続き国の動向を注視していきます。	新規	地域福祉課

	団体名	発言NO	意見要望事項	内容	回答	新規継続の別	担当室課
10	一般社団法人岩手県手をつなぐ育成会	3	「地域生活支援拠点」の整備について	障がい者本人の高齢化・重度化や親の高齢化、親なきあとの障がい者にとって、地域で暮らすためには、「地域生活支援拠点」は非常に大きな機能役割を担うものであり、その整備は急務です。しかし、地域によっては、サービスの不足や相談支援事業所が日々の業務で手一杯の状況の中であるにもかかわらず、新型コロナの影響でなかなか進まない状況です。こういう状況で差し迫って入所施設の空きを待っている方もおります。せめて緊急時の受け入れだけでも先行されればと思っています。ついては、県において、各地域の現状を調査し、広域振興局等を通じて、真に機能する地域生活支援拠点が整備促進されるよう、地域ごとに必要な支援等を行っていただきたい	「地域生活支援拠点」について、令和4年7月に行った市町村への照会によると、整備済みは8自治体、令和4年度末までに整備予定は7自治体、令和5年度末までに整備予定は11自治体となっているところです。なお、第6期岩手県障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画では、地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等の整備を進めることとしており、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上設置することとしております。現在、多くの自治体においても、整備に向けた協議を進めているところであり、県としても今後必要な情報の提供を行うとともに、整備の促進を働きかけていきます。	継続	障がい福祉担当
10	一般社団法人岩手県手をつなぐ育成会	4	多様な暮らしの実現に向けた地域で必要なサービスが受けられる体制の整備について	障がい者本人と家族の高齢化が進み、親なきあとも住み慣れた地域で一人で生活を続けたいという願いに応えるために、住まいとしてのグループホームの整備拡充や、身体介護、家事援助、通院等介助などのヘルプサービスの体制整備、短期入所、日中一時支援などのサービスを充実させ、最低限広域単位によるサービス提供体制の整備を促進し、地域において障がい者が必要なサービスを十分に受け、生活できるような体制の整備充実を図っていただきたい。 さらに、特にグループホームの整備が地域によっては伸びない原因に、新設した場合に家賃が高額になる場合もあることから、グループホームの家賃補助の増額について検討されたい。	県では、グループホームをはじめ、障害福祉サービスを提供しようとする法人に対し、国の社会福祉施設等施設整備補助金を利用し補助を行っているところです。 グループホームの利用者数については、令和4年4月1日現在のグループホームの定員数は2,272人と、令和3年4月1日と比べ97人増加するとともに、実利用者数も2,133人と令和3年4月1日と比べ112人増加しているところです。 しかしながら、地域によっては必要数に達していない状況であることから、今後も市町村と連携しながら、施設整備等の支援を継続していきます。 また、御要望のあったグループホームの家賃補助については、実施は難しいところですが、障がい者の地域生活の支援については、自立支援協議会等を通じて、取組を研究していきます。	継続	障がい福祉担当
10	一般社団法人岩手県手をつなぐ育成会	5	高等部卒業後の夕方支援のニーズ調査の実施について	障がい児の放課後や休日の余暇支援として、2012年に放課後等デイサービスが制度化され、その後、一気に事業所の数も増えました。そのおかげで、放課後の生活が豊かになり、保護者が夕方まで安心して働けるようになり、今では障害のある児童・生徒にとってなくてはならない事業になっております。しかしその一方で、高等部卒業後は放課後等デイサービスを利用できなくなるので、卒業後に通所の事業所のサービスを利用する場合、障害の程度によっては一人で留守番ができず、どちらかの親が仕事を辞めたりしている状況です。市町村によっては、日中一時支援事業を使って、夕方支援を行っている事業所もありますが、国の必須事業ではなく、市町村事業なので報酬単価も安いと、事業所としてもなかなか利用枠が増やせないのが実情です。特に今はどこも人手不足でそのための人員を確保できない状況です。 障がい児の放課後問題は卒業後も続く永遠の課題です。岩手県としても必要性を認識し、放課後等デイサービス利用者の保護者を対象に、まずは夕方支援のニーズの実態調査を実施していただきたい。	日中一時支援については、市町村が地域支援事業などを活用しながら取り組むこととなっています。 県では、夕方の時間帯を含む事業が進むよう、市町村に対して働きかけていきます。 また、地域生活支援事業については、地域の状況に応じて適切に事業が実施できるよう、引き続き、国に対し財政措置を要望していきます。	継続	療育担当 障がい福祉担当
10	一般社団法人岩手県手をつなぐ育成会	6	障がい福祉サービス従事者の人材育成確保と継続従事環境づくりについて	福祉サービス事業所において職員不足から利用者の新規の受け入れが困難だったり、人手不足等から職員の負担が重くなり体調を崩すことにより離職するという状態もおこっています。また、職員不足による質の低下も危惧されます。特に、夜間勤務のある事業所では変則勤務や人手不足という厳しい労働環境等から敬遠されるほか、入所施設などでは小遣い等財産管理等が負担となっている事業所もあります。また、グループホームの世話人の年齢は高齢化しており、この人材不足や労働環境をなんとかしなければ地域生活支援拠点の機能充実も難しいと考えます。 このことから、人材の育成はもとより、障がい者を支援する職員が安心して働くことができるよう、報酬上の配慮、業務負担の改善等、障がい者支援現場の職場環境づくりについて対策を講じるとともに、継続して従事できるよう報酬面なども考えていただきたい。さらに、職員が障がいサービス事業所にも、スキルがないため続かず辞めてしまい、職員定着が進まない現状もあることから、障がいを理解する研修を実施してから配属できるように、実際に即した事前研修の実施をお願いしたい。	県では、毎年度、障害福祉サービスに従事する方を対象とした各種研修を実施しており、引き続き、人材の確保と育成に取り組んでいきます。 また、報酬については、国に対して、障害福祉サービスに係る報酬の引き上げを要望しているところですが、令和4年2月から「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」事業が開始され、令和4年10月からは新たな加算として介護報酬に組み込まれることになっており、障害福祉サービス等の現場の人材確保を図るための報酬等の見直しが行われています。 今後も、この動向等を注視しながら、事業者が良質なサービスを提供できるよう、必要に応じて、報酬単価や加算等の見直しを要望していきます。 最後に、研修についてですが、県では岩手県立大学に委託し、社会福祉研修を開催していますので、その研修などを活用も検討いただければと思います。	継続	障がい福祉担当



	団体名	発言	NO	意見要望事項	内容	回答	新規継続の別	担当室課
10	一般社団法人岩手県手をつなぐ育成会		7	障がいのある人の就労環境の整備について	障がい者が普通に一般就労していくことが当たり前の社会の姿と考えますが、その中で、企業や地域が果たす社会的責任は極めて大きいものがあります。障がい者雇用は障がい者と健常者が共に社会を創り上げる「共生社会」を実現していくことにあります。障がい者の自立訓練や地域移行の推移は、障がい者総合支援法の基本理念の一つである「地域社会における共生」の趣旨に通じており、問われているのは障がい者の働く能力ではなく、働きたいと願う障がい者の想いに応えるべく、私達社会の側が障がいを理解し、その能力を最大限に発揮し、いかに環境を整備するかにあります。このような考えの下に、障がい者が社会の偏見がなく、就労しやすい環境の整備が図られるように、実効ある施策を打ち出してください。	県では、広域振興局等に配置している就業支援員(就職や仕事に関するサポートを行っている職員)が事業所を訪れた際に、障がい者雇用について理解・協力を求めているところであり、事業主に対し障がいのある方と障がいのない方の均等な待遇の確保や障がい者の能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置などの「合理的配慮」に努める必要があることの周知を行っています。また、県内事業所及び就業支援実務者向けに障がい者雇用への理解促進を目的としたセミナーを実施しているほか、障がい者委託訓練事業を実施し、障がいをお持ちの方の就労に向けた支援を行っています。今後も、企業や商工団体等に対して、障がい者の雇用の場を確保するよう要請するとともに、各種施策や取組について周知を図り、よりよい仕事場づくりを促進するよう努めていきます。	継続	障がい福祉担当
10	一般社団法人岩手県手をつなぐ育成会	○	8	高齢障がい者への対応の充実強化について	人口の高齢化にともない、高齢障がい者も増加しており、現行の制度の枠組みでは、基本的に、障がい者の支援が、高齢者になれば年齢のみで介護保険サービスに移行することとなります。施設入所者も基本的には同じであるが、障がい者支援と高齢者介護については似て異なる面があることから、入所施設では障がいの施設に滞留することとなり、新たに入所を希望する障がい者が施設を利用できなくなるという弊害が生じるだけでなく、介護保険施設への移行についても利用者負担や市町村計画との調整等が必要になってくること等の課題があります。このことから、介護保険サービスと障がい者福祉サービスの関係を整理し、岩手県として高齢障がい者のニーズに的確に対応するにはどうすべきかを検討し、必要に応じて先駆的な対策を講じていただきたい。	介護保険サービスと障害福祉サービスの関係については、介護保険サービスが優先されるものの、介護保険サービスでは提供できないサービスについては障害福祉サービスの提供が受けられることとなっています。御指摘のとおり、障害福祉サービスの利用者が介護保険サービスへの移行が困難な状況ではありますが、この課題の解決に当たっては、介護保険サービス給付と障害福祉サービス給付を行う役割を所管する市町村の対応方針も重要であることから、県としてはその状況把握に努めるとともに、必要に応じて介護保険事業所管課と連携し、対応を検討していきます。	継続	障がい福祉担当
10	一般社団法人岩手県手をつなぐ育成会		9	療育手帳のカード化について	現在の療育手帳については、手帳そのものが大きく持ち歩きに不便で、取り出しにも時間がかかる実態があります。これをカード化することでコンパクトに持ち歩けること、利用する際の手間や時間がかからないといったメリットがあるほか、ICチップを埋め込めば交通系のICカード化も可能なことから、障がいのある人にとって非常に利用しやすいものとなるので、予算が伴うことは理解いたしますが、県として療育手帳のカード化を進めていただきたい。	様々なメリットが考えられる療育手帳のカード化は、現時点では実施例が少なく、障がい者に係る公的証明として多くの機関で利用されることも踏まえると、全国で一斉に取り組む必要があると考えており、国の動向を注視していきます。交通系ICカードとの共通化については、民間事業者が独自にサービスを提供していることもあり、早期に一律に実施することは困難であると考えています。	新規	療育担当
10	一般社団法人岩手県手をつなぐ育成会		10	全身麻酔治療等の高度な治療が可能な障がい者歯科診療体制の整備について	障がい児・者の中には、一般的な歯科治療が難しい人も多いという実情があります。全身麻酔による高度な歯科診療を受けられる岩手医大障害者歯科診療センターや県立磐井病院への通院は、障がい者の高齢化・重度化、親の高齢化、親なきあとの支援者の負担などを考えると、精神的に障がいのある方本人にとっても家族等の付添人にとっても、負担が大きいところです。このことから、岩手中部地域をはじめ県内どこの地域でも、重度の障がいがある方が、住み慣れた地域で安心して全身麻酔等の高度な歯科診療を受けることが可能となるような歯科診療体制の構築を図っていただきたい。	障がい児・者の歯科医療については、岩手医科大学に設置した「障がい者歯科診療センター」を中核として県内各地域において歯科医療を提供できるよう整備に努めています。障がい児・者のリスクに応じた歯科医療を各地域で提供できる連携体制の確保や岩手医科大学の予約待ち長期化の緩和を図るため、平成26年度から、主に沿岸地域の歯科診療所の先生方を対象として、県立療育センターにおいて障がい者歯科の臨床研修を実施するなど、障がい児・者歯科医療対策に取り組んでいるところです。また、令和2年度からは、県立磐井病院で障がい児・者への全身麻酔による歯科医療を開始しています。今後も関係団体と連携し、全身麻酔治療等の高度な歯科医療を提供できる体制の拡充を進めていきます。	継続	医療政策室
10	一般社団法人岩手県手をつなぐ育成会		11	障がい福祉サービス事業所における歯科健診や一般健診の充実について	口腔内の健康は身体や認知症にも影響しますので定期的に歯科健診を受けることは重要であると思われ、自ら体調を訴えることが難しい重度の知的障がい者が定期的に一般健診を受けることは重要と考えます。その際、日ごろから慣れた事業所で、利用する仲間と一緒に歯科健診や一般健診であれば、本人も安心して受けられると考えますし、事業所にとっても効果的と思料します。については、障がいのある方が慣れている障がい福祉サービス事業所で、安心して歯科健診や一般健診が受けられるよう、県内事業所に啓発を行うなど、必要な施策を講じていただきたい。	県では、イー歯トープ8020プラン「(岩手県口腔の健康づくり推進計画)」に基づき、特別支援学校における歯科保健指導や、保健所等による家族や施設職員等への歯科保健に関する普及啓発等を通じて、障がい児・者の口腔の健康づくりに取り組むとともに、岩手県歯科医師会と連携しながら、希望する障がい児・者入所施設等に対して歯科健診の実施及び施設職員の資質向上を図る取組や、岩手医科大学に設置した「障がい者歯科診療センター」を中核とした障がい児・者のリスクに応じた歯科医療提供体制の整備等に努めてきたところです。障がい児・者が心身ともに健やかに暮らすためには、口腔の健康づくりが重要であることから、市町村や事業所等における歯科健診等の実態把握に努めつつ、今後も、歯科健診に取り組む事業所が増加するよう、歯科保健に関する普及啓発に取り組んでいきます。	継続	健康国保課 療育担当

	団体名	発言	NO	意見要望事項	内容	回答	新規継続の別	担当室課
10	一般社団法人岩手県手をつなぐ育成会		12	医療機関での円滑な受診について	障がい者や家族にとって、医療機関での受診は、病状の伝え方の難しさや障がい特性により長時間待てないなど、配慮を要することが多いことから、障がい者団体、医療機関の双方に、今ある「みんなの受診サポート手帳」の存在を広く浸透させていただきたい。	「みんなの受診サポート手帳」について、障がい者団体への周知だけではなく、医療機関に対しても、存在が広く浸透し、必要性が感じられるよう、岩手県医師会と連携しながら周知方法等の検討を進めて参ります。	継続	療育担当
10	一般社団法人岩手県手をつなぐ育成会		13	新型コロナウイルス感染症等のワクチン接種や予防接種等について	新形コロナのような感染症に対し、予防や治療体制、支援体制等、障がい者に配慮されていることに感謝申し上げます。なお、次の点にさらにご留意いただき、全ての希望する方がワクチンや予防接種ができるよう、県として市町村を支援していただきたい。 ① ワクチンや予防接種に関して、障がいのため市町村からの周知や案内が十分からない場合があるため、きめ細かな周知等の対応がなされるよう市町村を指導願いたい。 ② ワクチンや予防接種の集団接種について、会場で受けることが困難な行動障がい等の方もいることから、慣れているサービス事業所で集団接種できるようにされたい。	① 新型コロナワクチン接種については、市町村において、個別の案内ハガキの送付や広報誌、ホームページなどで周知しているところですが、障がいのある方が漏れなく、接種券の入手方法や予約方法の情報などを入手することができるよう、市町村とも課題を共有のうえ、きめ細かく丁寧な周知に取り組んでいきます。 ② 行動障がいなどがある方で、医療機関や集団接種会場でワクチン接種を受けることが困難な方については、医師・看護師が障害者支援施設やサービス事業所などを訪問のうえワクチン接種を行う、巡回接種の方法が有効と考えられることから、地域の実情に応じてきめ細かに接種体制を確保するよう、市町村に働きかけていきます。	新規	医療政策室
10	一般社団法人岩手県手をつなぐ育成会		14	選挙の投票時の配慮について	投票所における知的に障がいのある方へ適切な支援を保障するため、市町村職員に対する障がいを理解する研修を行い、投票所における積極的な声掛けを行うように指導するとともに、知的障がいや発達障がいのある当事者が投票に出向く際の不安を解消するため、投票の手順等についてわかりやすく解説したパンフレット等を作成していただきたい。 また、県や市町村で条例化策定すれば、投票したい候補者の欄に丸を記入する方法で有効となるようにすることもできると伺っておりますので、こうした方法も含め、様々な方法により、国民の権利としての選挙の保障について検討いただきたい。	障がいの特性等の理解や、投票に係る留意事項等について、関係機関と連携しながら、市町村の担当者会議や、県明るい選挙推進協議会の会議等の場において、周知を図りたいと考えています。 また、県選挙管理委員会事務局では、県明るい選挙推進協議会の事業として、特別支援学校の生徒等を対象に啓発授業を実施し、投票の手順等について説明しており、過去3年間では、のべ12校で啓発授業を実施しました。 今後とも特別支援学校に対する啓発授業を継続するとともに、特別支援学校の生徒以外の方に対しても、効果的な周知方法等について、関係機関と連携して先行事例の調査研究等を進めていきます。 なお、記号式投票に関しては、公職選挙法の規定により、地方公共団体の議会の議員または長の選挙について条例で定めるところにより導入できることとされており、岩手県でも「記号式投票に関する条例」を制定し、知事選挙の投票に記号式投票を導入しています。県議会議員選挙については、全ての候補者名を投票用紙に印字することが困難等の理由で導入には至っておりませんが、他の地公法公共団体の事例の調査研究等を進めるなど、投票方法も含めた様々な手段により、投票環境の整備等に努めてまいります。	継続	選挙管理委員会事務局
10	一般社団法人岩手県手をつなぐ育成会		15	障がいのある方の災害時の対応について	避難行動要援護者プラン、避難行動要援護者防災マニュアルや避難所運営マニュアル等が適切に整備され、市町村が障がい者などの避難行動要援護者への的確な対応を進められるよう必要な指導支援していただきたい。	県では、市町村避難所運営マニュアル策定モデルを作成し、その中で障がい者をはじめとした要配慮者への配慮について示しているほか、民生委員や自主防災組織等の地域支援者等と連携して、障がい者をはじめとした避難行動要支援者の具体的な避難方法等を予め決めておく個別避難計画を作成するよう、研修会やヒアリング等を通じて市町村に対し働きかけてきたところです。 引き続き、上記のほか、先進事例の紹介などにより個別避難計画の作成を支援し、避難行動要支援者の避難支援の充実に取り組んでいきます。	継続	復興くらし再建課
11	いわて青空の会	○	1	私たちを理解し、尊重される社会にしてください。	私たちを理解し、尊重される社会にしてください。 私たち本人を弱者としてではなく、皆さんと同じ目線で接してほしい。聞く耳を持たなかったり、その場しのぎの返事やハラスメントもやめてほしい。 どのように理解促進しているか、具体的に教えてください。	「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」では、障がいのある人に対する区別や排除、制限をして嫌な思いをさせることを禁止しています。 条例の内容について、県民に理解してもらえよう、リーフレットの配布やラジオ放送、新聞広告を活用し、広くお知らせしています。	継続	障がい福祉担当
11	いわて青空の会		2	私たちのことを決めるときは、必ず私たちを入れて決めてください。	私たちのことを決めるときは、必ず私たちを入れて決めてほしい 私たちの気持ちをかんがえず、誤解をしないでほしい。私たちの話しもきちんと理解してほしい。	県では、障がいのある人のことを決める会議を開くときには、障がいのある当事者の方に委員として参加してもらっています。今後も協力をお願いします。 (委員として参加してもらっている会議) ・障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例推進協議会 ・岩手県障害者施策推進協議会 ・岩手県障がい者自立支援協議会 など	継続	障がい福祉担当

	団体名	発言NO	意見要望事項	内容	回答	新規継続の別	担当室課
11	いわて青空の会	3	自分がしたい仕事を安心して働けるようにしてください。	自分がしたい仕事を安心して働けるようにしてください。障がい者雇用は、面接だけでなく、実際にやらせてみてから判断してほしい。私たちができる仕事をふやしてほしい。 ご回答は、私たちにわかるようにお願いします。	<u>県では、皆さんが「したい仕事」を「安心して働ける」よう、会社をお願いをしています。</u> <u>あわせて、パソコンなど、会社でする仕事と同じような作業ができる訓練や、実際の会社で訓練を行うインターンシップコースなども行っています。</u> <u>また、「障害者トライアル雇用」という、働きたいと思う会社で「お試し」で働いてみるという国の事業もあります。</u> <u>まずは、どんな仕事をしたいのか、お近くのハローワークに相談してみてください。</u>  県内9圏域に設置されている障害者就業・生活支援センターにおいて、国が就業面での支援、県が生活面での支援をそれぞれ委託し、一般就労を目指す障がい者への一体的な相談・支援を行っております。具体的には、仕事に就くための相談や、それに向けた生活面での相談のほか、職場や家庭を訪問して就職した方が職場に定着し、長く働き続けられるよう、お手伝いをしています。	継続	定住推進・雇用労働室 障がい福祉担当
11	いわて青空の会	4	私たち本人を支援して下さる支援者が守られるようにしてください。	私たち本人を支援して下さる支援者が守られるようにしてください。 私たちの生活は支援者の力によるところが大きいので、支援者へのハラスメントや大きな負担がないようにしてほしい。 特に私たちが利用するサービス事業所の支援員などが守られるようにしてほしい。	共生条例では、県民等は、障がいのある人の家族に対して必要な配慮をするよう努めることとしています。 障がいのある人の家族を含めた支援者へのハラスメントや大きな負担がなくなるように、県民への理解が進むようにしていきます。	継続	障がい福祉担当
11	いわて青空の会	5	私たちが望むところで安心して暮らせるようにしてください。	私たちが望むところで安心して暮らせるようにしてください	障がいのある方が希望する地域で安心して暮らしていくためには、住まい、介護、日中活動の場などさまざまなサービスが必要となります。このサービスの利用に当たっては、障がいのある方が、どこでどのように生活したいのかといった希望を十分に聞いた上で、サービスを提供します。 このため、県及び市町村は、身近なところで必要なサービスを提供できるように取り組んでおり、今後も継続していきます。	継続	障がい福祉担当
11	いわて青空の会	6	電車、バス、タクシーなどを利用しやすくしてください。	電車、バス、タクシーなどを利用しやすくしてください。	県では、ひとにやさしいまちづくり条例に基づきひとにやさしいまちづくり推進指針を策定し、全ての人が安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができるまちづくりの実現を目指し、公共的施設、建築物、交通機関及び道路等のバリアフリー化を進めて行くこととしています。 引き続きその推進に当たっては、事業者及び県民に対するユニバーサルデザインに関する普及啓発を図るほか、学識経験者、障がい者団体、民間事業者及び行政等様々な関係機関・団体を構成員とする岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会において、進捗状況・取組について情報共有を図り、施設管理者及び交通事業者等の関係者の理解や協力を得ながら、全県的に取組を進めていきます。	継続	地域福祉課
11	いわて青空の会	7	災害にあったとき、福祉避難所のある場所を私たちに分かるようにするなど、避難するのを助けてください。	災害にあったとき、福祉避難所のある場所を私たちに分かるようにするなど、避難するのを助けてください。	福祉避難所につきましては、指定福祉避難所を指定した場合には、受け入れ対象者を予め明示の上、公示、指定することとされており、県では各市町村に対し、その内容の周知及び指定した場合の公示をはじめ、その内容の周知について働きかけを行い、避難行動要支援者の円滑な避難の取組を支援しているところであります。 また、県では各市町村に対し、高齢者や障がい者等、避難に際し支援が必要な方々一人ひとりの状態にあわせた個別避難計画を作成し、避難場所や避難経路について、ご本人を含めた関係者が予め確認するよう引き続き働きかけていきます。	継続	復興くらし再建課
12	一般社団法人岩手県聴覚障害者協会	1	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」について	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が本年5月成立しました。これを受け、県では今後、具体的にどのように施策に反映させていく予定でしょうか。法の理念に照らして今ある施策を改めて全面的に見直し、真に実効性ある施策を立案、執行できるよう、早急に具体的な取組をお願いします。	県立視聴覚障がい者情報センターを中心に、関係団体等と連携しながら、法の趣旨を踏まえ、今後の具体的な取組を検討し、本施策の推進に努めていきます。	新規	障がい福祉担当

	団体名	発言NO	意見要望事項	内容	回答	新規継続の別	担当室課	
12	一般社団法人岩手県聴覚障害者協会		2	「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」について	平成22年に「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」が制定されてから10年以上が経ちますが、いまだに情報保障の配慮がない、手話通訳を希望しても断られる事例があるなど、理解普及が十分に進んでいるとはいえない実態があります。この条例の一層の理解促進を図るとともに、条例の理念に基づいた具体的取組み実例をまずは県が率先して示してください。	県では、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」に基づき、 <u>県民の障がいについての理解促進や障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消のため、県民の皆様を対象としたリーフレットの配布、ラジオ放送、新聞広告を活用した意識啓発や、ろうあ者・盲ろう者福祉専門員の配置、手話通訳者等の派遣による意思疎通支援</u> などの取組を行っているところです なお、状況によって全ての御希望に添えないこともあると思いますが、市町村の取組促進も含め、可能な限り希望に沿った対応ができるよう努めて行きたいと考えています。	新規	障がい福祉担当
13	岩手喉友会	○	1	4回目のコロナワクチンの速やかな接種を全員に実施してほしい。	オミクロン株の派生型「BA.5」の急速な拡大が岩手にも迫ってきたので、5か月後とわかってはいるが、年齢を問わず全員にワクチンを接種することを各自治体に働きかけてください。 私たちはがん手術後で体力が弱っているの、よろしくお願ひします。	4回目接種は、9/5時点で、60歳以上の方、18～59歳で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方などが対象となっており、市町村では個別接種、集団接種、施設等での巡回接種の方法により、順次接種を進めているところです。 また、その他の方々についても、国からオミクロン型対応のワクチンが供給され次第、10月半ば以降に接種を開始することとしており、希望する方が速やかにワクチン接種を受けられるよう、市町村や関係医療機関等と連携し、円滑な接種体制を確保していきます。 なお、4回目接種を希望する基礎疾患を有する方で、現時点で、お手元に接種券がない場合は、市町村の窓口やコールセンターで、接種券発行の申請をしていただくようお願いいたします。申請されない場合は、一般接種の方々と同じスケジュール(10月以降順次)で、接種券が市町村から送付されます。	新規	医療政策室
	岩手盲ろう者友の会							
14	全国脊髄損傷者連合会岩手県支部		1	県内の電気自動車の充電器の整備について	障がい者が運転する電気自動車に充電の際、有料道路及び道の駅等の充電施設を利用する際、段差やパーなどが障害となって利用できない施設が殆んどで、困っている。	施設の安全で安心な利用に向けて、いただいた御意見について核施設の管理者に情報提供します。	継続	道路環境課
14	全国脊髄損傷者連合会岩手県支部	○	2	抗原検査キットについて	基礎疾患を持っている脊髄損傷者が会議等に参加するときに抗原キットで検査をしてから出席したいので、抗原検査キットを配布してほしい。	他の方に新型コロナウイルスを感染させるリスクを下げるため、抗原検査キットを活用することは有効な方法であると認識しています。しかしながら、県が抗原検査キットを購入して各種団体に配布することは行っていませんので御理解願ひします。 なお、県では新型コロナウイルスの感染拡大により、感染不安のある方を対象としたPCR等無料検査を実施してきたほか(9月30日まで)、重症化リスクの低い有症状の方が自ら検査を実施できるよう、いわて検査キット送付センターを設置しているところです。	新規	障がい福祉担当
14	全国脊髄損傷者連合会岩手県支部		3	ひとにやさしい駐車場について	重度の障がい者は車に乗降するのに時間が長くなり、傘をさせない為雨や雪が降っているときはびしょ濡れになるため、岩手県の施設のひとにやさしい駐車場に屋根を設置してほしい。	県では、ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、不特定多数の方が利用する施設を新設等する場合には、設計段階から、障がいのある方や高齢者、子育て中の方などから意見を聴取し、できるだけ設計に反映させる取組を行っているところであり、建築主において、適切な設置に努めてきたところです。 県としては、引き続き、障がいのある方等の意見を取り入れ、ご意見いただいた屋根の設置に関する視点を踏まえながら、施設の環境整備に努めていきます。	新規	地域福祉課
15	公益社団法人日本オストミー協会岩手県支部		1	社会適応訓練事業について	コロナ禍に於いて社会適応訓練事業・相談会・ガンサロン等の開催回数が少なく相談者も減少している。相談窓口がなく1人で悩んでいるオストメイトが多く居ると思われる。 当協会の会員数は154名、岩手県内オストメイトは2500名以上と言われている。当協会からの告知できるのはごく一部です。県からの委託事業の社会適応訓練事業開催案内をすべてのオストメイトに市町村からの送付を頂く事で参加者が増え、悩んでいるオストメイトとその家族の少しでも減ることを望んでいる。	事業の受託者である岩手県身体障害者福祉協会と連携し、当課から市町村に対して周知の協力を依頼してまいります。	継続	障がい福祉担当

	団体名	発言	NO	意見要望事項	内容	回答	新規継続の別	担当室課
15	公益社団法人日本オストミー協会岩手県支部		2	会員減少による世帯交代と組織存続の危機への対策	<p>年々会員の入会者減少と高齢化により世代交代が進まない現状にある。</p> <p>＜対策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入会者を増やす ⇒ 社会適応訓練事業開催案内をすべてのオストメイトに市町村からの送付（一関市は実行している）</li> <li>・オストミー協会の必要性を伝え ⇒ 医療・行政・オストミー協会の三位一体の活動</li> <li>・当協会の会報誌「いわて」の活用（年6回発行）</li> </ul> <p>オストメイトの安心と安全の確保にご協力を頂きたい。</p>	<p>事業の受託者である岩手県身体障害者福祉協会と連携し、当課から市町村に対して周知の協力を依頼してまいります。</p>	新規	障がい福祉担当
16	一般社団法人日本筋ジストロフィー協会岩手県支部	○	1	住宅改修費用の助成について	<p>令和4年6月ごろに、住宅改修の必要性があり滝沢市に相談をしたが、既に予算がないため令和4年度分の助成の申請を受け付けられないとのことでした。助成する場合は県から補助金が交付されるとのことですが、今年度始まってまだ間もないのに、予算がないから申請を受け付けられないでは困ります。きちんと予算を確保してほしいです。</p>	<p>高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業による住宅改修に係る補助については、市町村が窓口となって補助金の受付・交付を行っており、申し込みが多数の場合、受付を終了することもございます。市町村間での予算調整により対応できる場合もありますが、次年度以降も事業を継続予定ですので、予算の確保に努めてまいります。</p>	新規	長寿社会課
16	一般社団法人日本筋ジストロフィー協会岩手県支部		2	重度心身障害者医療費助成制度について	<p>前年度に現物給付の対象を拡大してほしいと要望しましたが、対象拡大を行うと減額調整措置ようは拡大に伴うペナルティが発生するとのことでした。この措置の廃止に向けて国に要望しているとのことでしたが、何か動きがあったかお知らせ下さい。</p>	<p>令和4年度も県の政府予算提言・要望や全国知事会要望などにおいて、減額調整措置の廃止について国に要望しているところです。今後も減額調整措置が廃止されるまで粘り強く要望していきます。</p>	継続	健康国保課
16	一般社団法人日本筋ジストロフィー協会岩手県支部		3	バスについて	<p>過去に電動車椅子で岩手県交通のバスに乗ったことがありますが、道路よりも歩道のほうが一段高いところにあるバス停では、安全に乗降できたのですが、道路と歩道の高さが同じところにあるバス停の場合は、スロープ角度が急勾配となり大変危険でした。そのため、安全にバスに乗るためには、バス停を選ぶ必要がありました。現在も以上のような状況なのか教えて頂きたい。</p>	<p>県ではバス停の状況について把握しておりませんが、バス停によってはスロープの角度が急となり危険が高まることについて、各バス事業者に対して情報提供させていただきます。</p>	新規	障がい福祉担当
17	岩手県精神保健ボランティア連絡会		1	精神障害にも対応した社会参加について	<p>地域包括ケアシステムにおける精神障害のある方の社会参加に関して、いかにして社会的な孤立をしないで済むか、その予防をするための支援や助言等をすることができる体制の構築が必要と考える。</p> <p>また、支援体制だけではなく、普及啓発を通じ地域住民が精神疾患や精神障がいに関する知識を持ち、理解することで精神障がいのある方への偏見を取り除き、社会参加の推進につなげ、共生社会の実現に向けた取組が必要です。</p>	<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの事業として、心のサポーター養成事業が国主体で進んでいるところです。本県では令和4年度にモデル地域として手上げをしており、複数市町村を開催地として実施予定です。心のサポーターの養成者及び心のサポーターを養成することは、地域生活の支援体制整備につながることから、本事業については引き続き取り組んで参りたいと思います。</p> <p>また、県ではこれまで、精神疾患に関する正しい知識の普及や、精神障がいへの理解を深めていただくため、精神保健福祉大会の開催等に取り組んできたところであり、今後も継続して開催することで、地域の中での普及啓発につなげて参ります。</p>	新規	こころの支援担当
	岩手県断酒連合会							
18	いわて心臓病の子どもを守る会		1	循環器病対策計画推進協議会について	<p>① 小児循環器専門医を委員に加えてください。</p> <p>② 移行医療支援の充実対策の検討内容を教えてください。</p> <p>③ 計画の策定スケジュールについて教えてください。</p>	<p>① 令和3年度に策定した岩手県循環器病対策推進計画（以下「県循環器病計画」という。）の検討過程では、小児循環器学会専門医の方など、岩手県循環器病対策推進協議会委員以外の方からも御意見を伺っておりますが、今後の協議会委員については、関係団体等からの推薦等を踏まえて選定することとしています。</p> <p>② 関係団体等の御意見を踏まえ、本県における移行期支援の需要の把握及びあり方についての検討を行ってまいります。</p> <p>③ 令和6年度からの次期岩手県循環器病対策推進計画については、今後国から示される令和5年度からの次期循環器病対策推進基本計画を踏まえ、令和5年度末までに策定する予定です。</p>	継続	医療政策室 ・ 子ども子育て支援室
18	いわて心臓病の子どもを守る会		2	成人先天性心疾患患者への支援について	<p>① 移行期医療センターの検討状況について教えてください。</p> <p>② 併せて移行期にある対象者の自立支援と医療体制の検討状況を教えてください。</p>	<p>① 移行期医療支援センターの設置については、本県における移行期医療のあり方や、9月に設置予定の医療的ケア児支援センターの運営実態を鑑みながら、検討を行っていく予定です。</p> <p>② 関係団体等の御意見を踏まえ、小児から成人まで切れ目のない支援を実現できる体制のあり方について検討を行っていく予定です。</p>	新規	子ども子育て支援室

	団体名	発言	NO	意見要望事項	内容	回答	新規継続の別	担当室課
18	いわて心臓病の子どもを守る会		3	福祉制度について	① 特別児童手当の認定嘱託医に小児循環器専門の医師を任命してください。 ② 身障者手帳の申請様式の18歳未満用の配布にかかるH15年2月27日付厚労省通知文書「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」の各保健所の徹底状況を教えてください。 ③ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の取組み状況について、盛岡市との連携も含めて教えてください。	①昭和50年9月5日付け児発第576号厚生省児童家庭局長通知には「障害の状態を審査する医師については、少なくとも内科、小児科、整形外科及び精神科の診療を担当する医師を加えること」となっており、県では、内部障害担当の医師1名を任命し、診断書の記載内容により、国の示す認定基準及び生活介助の支援の状況を踏まえ、審査を行っています。 ② 身障者手帳の申請様式の18歳未満用の配布にかかるH15年2月27日付厚労省通知文書「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」は、昨年9月に各保健所に再度周知しているところです。 ③県では、小児慢性特定疾病自立支援センターを設置し、自立支援員による個別相談、自立支援に係る各種支援策利用計画の作成及びフォローアップ、関係機関との連絡調整等を実施しています。また、各種支援策などについて盛岡市のほか関係機関等と情報共有を行い、支援を実施しています。	新規	子ども子育て支援室 障がい福祉担当
18	いわて心臓病の子どもを守る会	○	4	学びやすい学校運営について	① 新型コロナウイルス感染症による重症化リスクが高い児童・生徒が安心して学校に通えるよう最大限の感染症対策をとって下さい。また、この件に関わって通学を控えざるをえない児童・生徒を欠席扱いにしない配慮と、そのような児童・生徒の学習機会を保障するべく希望する家庭への授業のオンライン配信を直ちに実現するよう、関係部局等への働きかけをお願いします。 ② 修学旅行等の宿泊を伴う行事に際し、病状悪化の可能性を理由に参加を拒否されたり、親の付き添いを求められる例が後を絶ちません。学校生活管理指導表を有効に活用したり、学校と主治医との連携を進めることで、学校行事への病児の参加機会を確保できるようにして下さい。	①学校における感染症対策としては、不織布マスクの正しい着用、手指等の消毒、換気などの基本的な感染対策のほか、体育祭等の学校行事は、地域の感染状況等を踏まえ、慎重に判断するなど、児童生徒が安全・安心な学校生活を送れるよう取り組んでいます。 出席等の取扱いについては、主治医の見解を保護者に確認した上で、校長が学校に登校すべきでない判断した場合は、「出席停止・忌引き等の日数」として記録され、出席にも欠席にもなりません。 オンライン学習等については、本県全体のICT環境の整備に向けて市町村教育委員会と連携して取り組んでいるところです。 ②宿泊を伴う行事への参加については、主治医の見解を確認するとともに、保護者と十分に相談をし、児童生徒が安全に安心して参加できるよう努めてまいります。	新規	学校教育室
19	一般社団法人岩手県難病・疾病団体連絡協議会		1	岩手県として難病手帳を発行し、難病患者の支援をお願いします。	障害者総合支援法に難病患者の支援も明記され、難病患者の療養支援に対する支援の拡大を感じます。 しかし、身分を証する証明書がないことから、福祉サービスを受ける機会がきわめて限定されがちです。また、難病患者の容態は、軽重の繰り返しで変化があります。また、難病は主に内部障がいのため、外見上生活障が見えにくい状態にあります。難病手帳所持により難病患者の社会参加が広がります。身体障がい者手帳に相当する難病手帳の発行をお願いします。それにより難病患者の就労や社会参加がひろがります。	国の専門委員会がとりまとめた「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」(令和3年7月)における「登録者証」(仮称)の発行について、令和4年7月の専門委員会において、登録の仕組みや対象者等議論が進められています。 県としても、国の検討状況について引き続き注視したいと考えています。 (参考) 登録者証(仮称)…医療費助成の申請をしない患者についても、データを登録することができる仕組みを設け、その対象者は指定難病の患者のうち認定基準を満たさない者とし、データを登録した場合には、「登録者証」(仮称)を発行する。地域で利用できるサービスの情報を記載するほか、医師の診断書に代わるものとして取り扱うことができるよう、関係者に働きかけていくことが適当とされている。	継続	健康国保課
19	一般社団法人岩手県難病・疾病団体連絡協議会		2	災害時において難病患者の医療ケアができる施設の整備をお願いします。	3・11の教訓により、災害発生直後の医療ケアの緊急性について対応可能な福祉避難所整備は喫緊の課題です。難病患者の場合、医療・服薬・ストーマ装具(消化器系・尿路系)・治療食(腎臓病・糖尿病・炎症性腸疾患等)が緊急に必要とされる。既設の施設との連携強化又は新設する等工夫を施していただきたい。そのため、岩手県に難病患者を含めた検討委員会を設置していただきたい。	県では、民生委員や自主防災組織等の地域支援者等と連携して、難病患者など避難の際に支援を必要とする方の具体的な避難方法及び避難先等を予め定めておく個別避難計画を作成するよう、研修会やヒアリング等を通じて市町村に対し働きかけてきたところです。 上記の取組の中で、難病患者につきましても、保健所と連携しながらご本人の状況を把握した上で、個別に必要な支援内容を含めた個別避難計画を作成するよう働きかけており、関係施設との連携等において、必要に応じて県も市町村と連携して調整を行うなどの支援を検討していきます。	継続	復興くらし再建課
20	岩手中途失明者の会		1	ふれあいランド岩手について	①ふれあいランド岩手から最寄りのバス停までの誘導ブロックに砂利が覆いかぶさり、歩行に支障をきたしております。改善をお願いします。	道路は市道であることから、所管する盛岡市の道路管理課に情報提供を行います。	新規	障がい福祉担当
20	岩手中途失明者の会		2	仙北町地下道の誘導ブロック等について	②仙北町地下道内の誘導ブロックがわかりにくい。(素足ならわかる。) ③仙北町地下道内の出入口にある標識が、点字ブロックをたどって歩くとぶつかる位置にあります。改善できないでしょうか。(撤去が望ましい。)	仙北町地下道内の誘導ブロックや標識について、現地状況を確認し、対応を検討していきます。	新規	道路環境課

	団体名	発言	NO	意見要望事項	内容	回答	新規継続の別	担当室課
21	日本ALS協会 岩手県支部	○	1	訪問看護事業者の育成指導について	在宅療養を選択することができるよう、訪問看護事業者の育成指導に当たっていただきたい。	本県は、全国に比べ訪問看護師が少なく、人材の確保が喫緊の課題となっていることから、県看護協会と協力し、新卒・新人訪問看護師育成プログラムを作成して訪問看護事業所へ周知するなど、事業所の受入・教育体制の整備を行うことで人材の確保に取り組んできたところです。 また、褥瘡のトータルマネジメントなどを実施できる認定看護師や、人工呼吸器からの離脱・気管カニューレの交換等の特定行為を実施できる看護師を確保するため、看護師を研修に派遣する際の費用に対し補助を行うなど、看護師の質の向上にも取り組んでおり、引き続き訪問看護事業所への支援を行ってまいります。	新規	医療政策室
22	特定非営利活動法人 いわて高次脳機能障害友の会イーハトーヴ	○	1	認証されたピアサポーターの養成について	ピアサポーターは障害福祉サービスの中に位置付けられていますが、岩手県では他の障害のピアサポーターの養成講座はありますが、高次脳機能障害者のピアサポーターを認証する養成講座は行われていません。ご承知の事とは思いますが、ピアがピアを支援する事で「支援される側」はもちろんの事「支援する立場」の方の成長は目を見張るものがあります。私達は当事者も家族も支援者も共に学び合う事をモットーに今年度で9年目となるピアサポーター・ピアカウンセラー、高次脳機能サポーターの養成講座を開催して参りました。そこで5年間学び今はスタッフとして講座に携わっているピアの方がこの度障害者施設に就労しました。雇用主から素晴らしい方を紹介いただいたという事と同時にピアサポーターの資格証明書を提出するよう言われました。職場では彼をピアサポーターとして位置付けを考えての事だろうと思います。が、残念ながら私達は任意の修了証書しか発行できません。 そこで、「県や、公的機関が認証」する高次脳機能障害者のピアサポーターの養成を行って頂きたいのです。失語症の方等も含め素晴らしいピアサポーター達が育っています。互いの障害や立場の違いを理解し生きづらさを共感できる人達です。「認証されたピア達」の活動の場があれば彼らも周りももっと生きやすくなります。何とか早期のご検討をお願い致します。	同じような経験を持つ仲間である当事者によるピアサポートは、支援される側の大きな精神的支えとなるとともに、支援する側にも新たな気付きやつながりの機会を生み出すなど、双方にとってメリットがある仕組みであると認識しています。 現在、国においては、高次脳機能障害専門のピアサポーターに関する資格要件の提示や養成講座の実施に至っておらず、県が独自に、資格要件や養成講座のカリキュラムの基準等を設けることは難しい状況です。 今後のピアサポートのあり方については、国や他県の動向等を注視しながら、いただいたご意見を踏まえ検討していきます。	新規	こころの支援担当
23	CILもりおか		1	福祉用具について	民間の不動産会社を通じて居住しているアパート浴室に、障害状況の変化に伴い、移動のための手すりを設置する必要が出たときに、不動産会社に確認すると浴室の壁に穴をあけてはならないと言われました。理由は、ねじを入れ込んだ穴から万が一水が入ったら損傷の原因となるとのことでした。強力な吸盤式やツツパリ防止器の製品も各種あるのですが、設置場所のスペースや使い勝手、形状を考慮するとねじ止め式の製品情報しか入手できませんでした。 壁に穴(ねじ止め)をあけなくてもよい福祉用具、日常生活用具製品の開発を福祉用具、日常生活用具販売者に働きかけをお願いします。	日常生活用具の製造業者への働きかけについては、機会を見ながら国への働きかけを含め検討していきます。 また、日常生活用具に係る御意見については、日常生活用具の給付を担う市町村にお伝えいただければと思います。	新規	障がい福祉担当
24	難聴児と家族の会たんぽぽ会		1	聴覚障害児者の日常生活や社会生活を踏まえた支援について	令和4年4月1日より軽度・中程度の難聴時に対しても補助援助システムが補助の対象となりましたが、「補聴器申請と同時」という条件付きとなっています。 補聴器の耐用年数は原則5年です。例えば、2歳で補聴器を申請した場合、次に申請できるのは5年後の7歳で、小学校入学前に補助援助システム(ロジャー)を申請することはできません。 軽度・中程度の難聴時に対しても必要な時に、必要な補助が受けられる体制づくりをお願いします。	市町村が障害者総合支援法による補装具費の給付対象とならない児童の補聴器購入への支援を行った場合、県では、その経費に対して補助しているところです。 補助のあり方については、市町村の意見も踏まえて検討していきます。	新規	療育担当
	JDDnetいわて							